

雅
支那歷代小史

二

特32

261

152

之第一目次

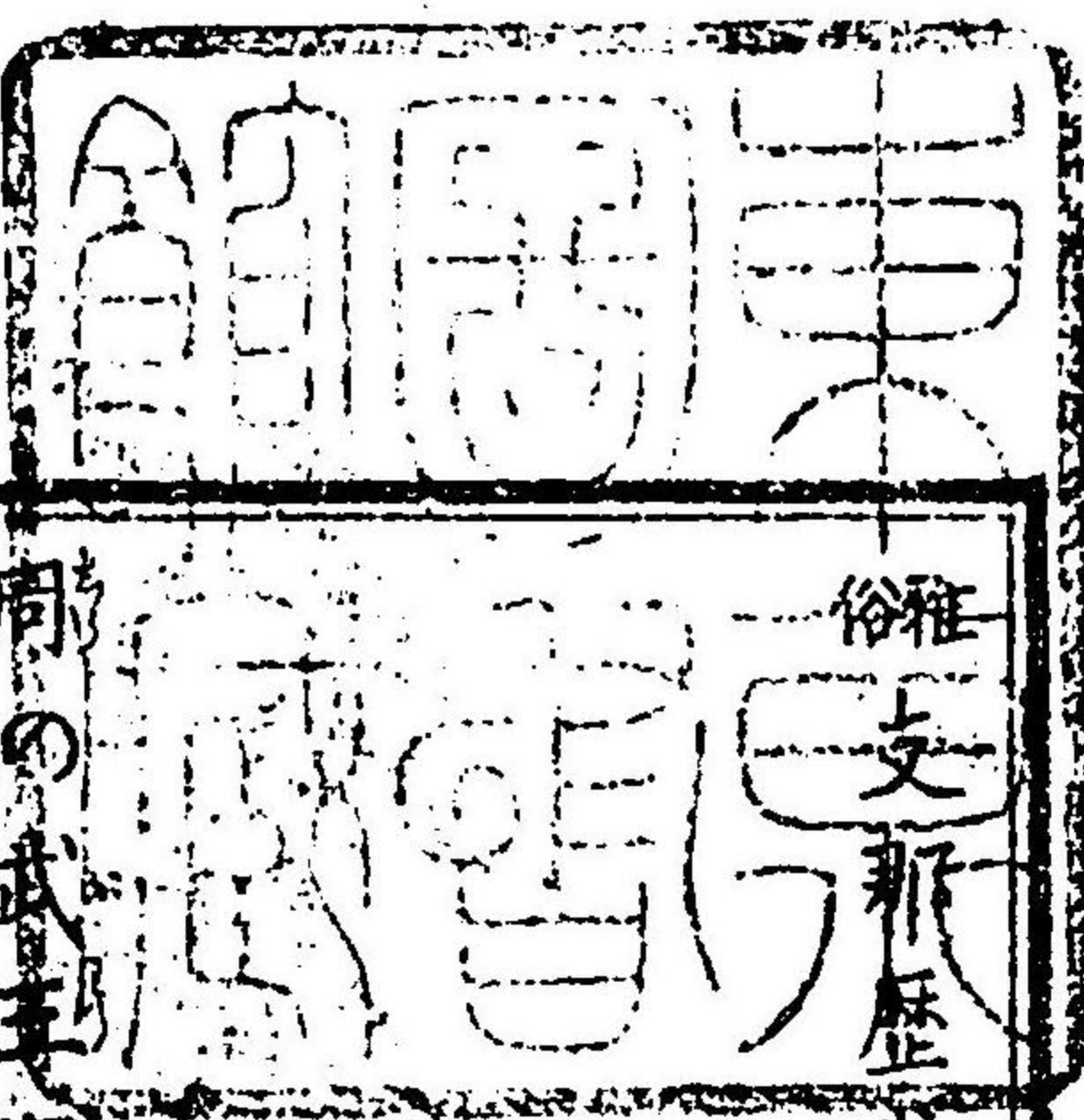
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

東周

大日本教育會館

室		第	
	一		四
四	二	一	五
冊	號	架	函

新書門



俗雅
支那歴史代小史卷之二

西周

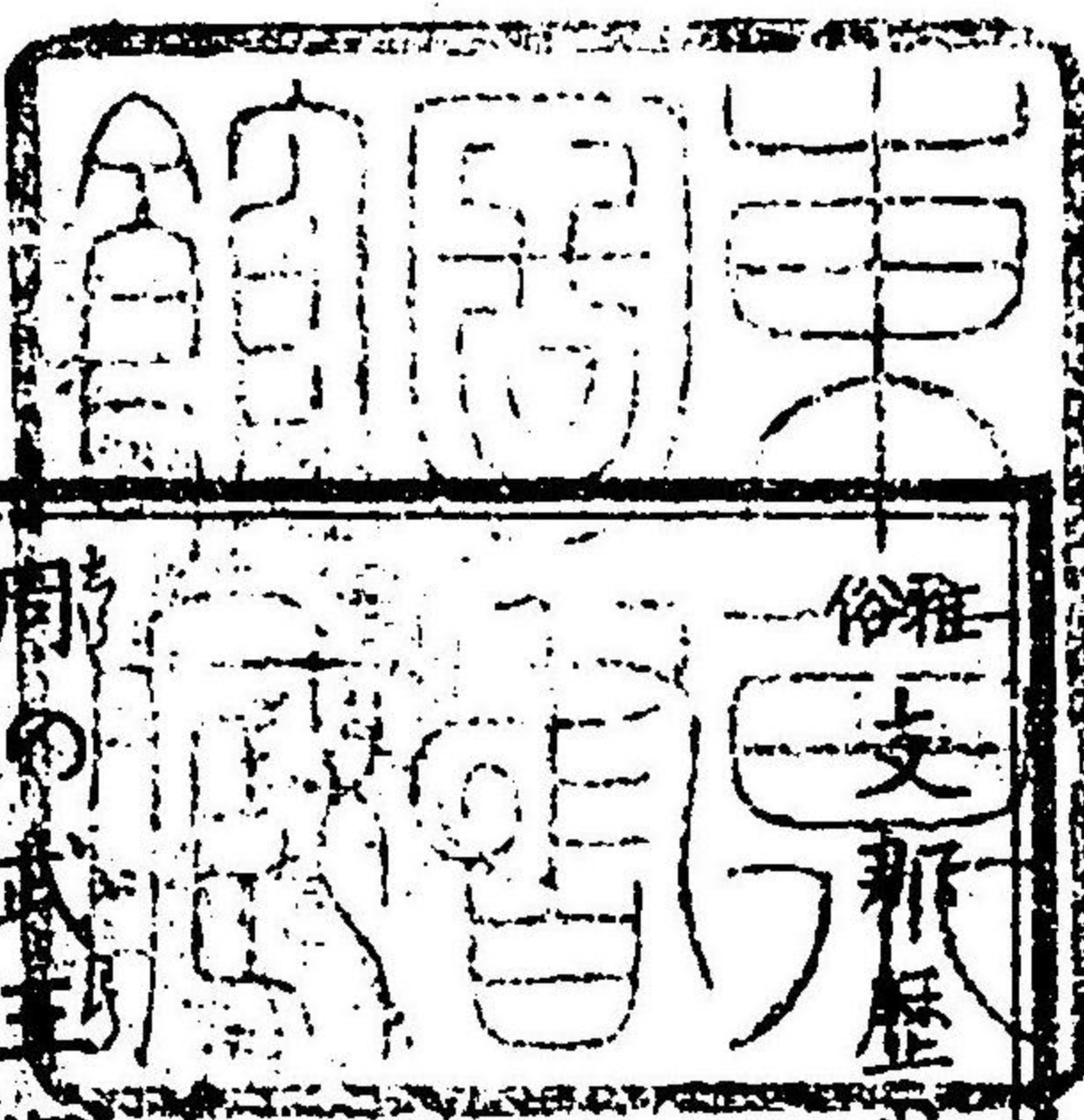
吉備 山名 太喜彌 著述

周の武王姫姓小一と侍名を發と稱し後稷十六世の
御孫あり後稷の御母姜嫄帝嘗の侍元妃あるが一日
御遊歩の爲め小や多くの官女等に従へ王宮の近傍
る野に出で玉ひし其最寄の地の上小大いある人の
蹟あり御妃之れを見おひて心中何となく欣む
く類りお此蹟を踐たくありし思すも其上お登り
玉へも不思議や忽ち心に感して何をら孕みたるが

雅支那歴史代小史

卷之二

山名



俗雅 支那歴史代小史卷之二

吉備 山名 太喜彌 著述

西周

周の武王姓小一侍名を發と稱一后稷十六世の
御孫あり後稷の御母姜嫄帝嘗の侍元妃ある一日
御遊歩の爲め小や多くの官女等を後へ王宮の近傍
る野に出で玉し其最寄の地の上小大いある人の
蹟あり御妃之れを見むして心中何とあく欣む
く類り小此蹟を踐たくあり思すも其上小登り
玉へ不思議や忽ち心に感して何を孕みたるが

雅支那歴史代小史卷之二

山名氏

如き御心地——と夫より問も亦く御男子を生み玉ひ
らむ不祥の児養ふべららばとく人を——を窺
ふ市に棄くさせむひ——み如何ある故よや牛馬の
此處を過るもの避く之れを踐す依之てまよ遷
て野原に送り渠お張り語たる氷の上棄置さ
し數多の鳥其處彼處より飛び来り翼を以て覆
ひ助け最と大切に傳く様子なれを妃の命を奉
て此の児を棄く——人々甚だ奇異の思ひを奉
立戻て此の事を咄けられも妃も大いに訝りおひ
彼の児を生み——と人の児を生むべき男女の交りも
あく不思議の事より——を懐妊したるより不祥の児
りとのみ思ひて斯くも計ひ——今御身等の云ふ如く

も仲々不祥のものふら思ふも神靈の御種を授け
おひしを妻の女子の身の愚さみ之れを悟らば浅猿
さ事をしつてのけしと直様人をしつてまよ之れを拾ひ
りし夫より名を棄て号けて大切よ養育し玉へた幾
程も亦く成長して其志し大人の如く常子草木を種樹
する事を好み成人よ及て農業は熟達し庶民は稼穡の
業を教へまよして陶唐氏の頃其名望高かりしを帝
先よ用ゐられて農師となり后舜の後代に至りて遂お
部と云へる處は封せられ祖先よりの公孫姓を改めて
姫姓とまよし号して后稷と云へり之れを周朝の先祖と
す之れより后不窳鞠公劉の三世を経て慶節の代に至
り国を幽と云へる處は移し此の處に居り其后又と皇

雅文下歴代ノ事 卷八十一 山

僕参弗毀險公非高圉重圍公叔鉏の七代を経て古公重
 父の世に至り大小徳を脩の義を行ひて世に仁を施せ
 一も幽の民悦び服して上下穩あるより獯鬻にて北
 方の夷とも其富み昌あるを嫉み賤宝を奪ひ取りむと
 兵を引連れて乱入しけれむ古公其兵の貧兵あるを知
 り云多の終ふ財物を與へて追ひ返し庶民の難澹を救
 せれしふ獯鬻も尚飽とを知らず前ふ古公の集ぎ戦
 せざりしを見て大ふ其弱を侮り再ひ兵を起して攻入
 りしつを庶民皆憤り其兵を迎て戦むとせしむ古
 公慌しく之れを制し言たる、楛丸そ民有て君を立つ
 るもの其要蓋し民をして安のらしめんとするふはる
 のみ今獯鬻兵を挙て攻り来るもの思ふお吾れ小代て

君たりむとするの外あらしざれを吾れ之れと戦へを必
 すしも多く人の父子を殺して民を苦めざるべからん
 如斯くして君たるもの抑も吾が忍びざる處ありと乃
 ち居城を明け渡し一族を纏めて幽を去り漆沮を渡り
 梁山を踰へ遠く岐山の下ある周の地に至り此處に移
 て邑居せられけむを幽人之れを見て古公の徳は感ト
 空しく此の地は在て夷とも支配を受むよりえ苦ト
 仁徳の深き古公は後し奉りとも不安樂ふ世を暮さん
 と皆々老を扶け幼を携へて周の地ふ赴きけれむ古公
 の人望四方は高く近邊の国々遠ひくも帰服し後ふ武
 王の世を興しむふべき周の基を此の時ふ成れり古公
 待子より長を太伯と云ひ次を虞仲と云ふ少子季歴孳

任氏の女にて賢婦人の聞へりる太任と云へるを娶て
 沛子昌を生み玉へり然る此の昌と云へるも天性凡
 ろらず将不成長の后も聖人とあるの瑞りれも古公深
 く愛で玉ひ我が後世家を興すものも此の孫あるべし
 と竊う小之れも世を譲りむと思えれし昌も季歴
 の御子よしと嫡男の御血筋も承らざれも太伯虞仲等
 の手前を思ふて流石も口外もせられざりし早々其
 内も年老て遂に病不罹りむへも太伯虞仲の御兄弟も
 早くも既も古公の御心中季歴を立て世子とあり夫よ
 り昌も傳へむとの思召ある事を悟り吾等兩人の此處
 小在る限りも父君の御望も空しむらむと竊も相談を
 整へて古公并も季歴の法前をも薬を求めむ行くと

云ひあり屋形を造れて耕耨の地も忍び行きむし髪を
 断ち身と文げ仮令季歴の搜し求め玉ふことあるも再
 び高貴の家を継れざるよふ賤しき姿とありて世を譲
 りむへも古公薨つ玉ひて后ち季歴本意なく位を継ぎ
 玉ふ之れを周の公季と云ふ公季まも古公の遺道を修
 めの偏へも人民を恵み諸侯も行義を保たれけむも一世
 の間誠も盛ありしが人世素より限りられむ御歳百歳
 として薨つ玉ひ沛子昌位を継ぎ玉ふ後文王と稱し
 聖人と仰がれ玉ふ此の君あり昌の立ち玉ひし時
 殷の天下よしと帝乙の即位第八祀ありしが故も之
 れも事へて西伯とあり帝乙崩して后紂王の待代も至
 り九侯鄂侯と共も三公の位も登り天下の政事を補佐

一云へども時の天子紂王も専ら暴虐を行ひ玉ひ
 種々善らぬ事ども多きが上子忠臣無二の比干を殺し
 九侯鄂候の族も亦害を蒙り遂ふも西伯も謂れなき事
 小囚をれ玉ふが如き最と頼み世の中あれを今も本
 意なく殷朝を退き獨り其身の徳を修め専ら仁政を施
 しまふ程小聖徳日を追て四方に聞へ天下之れを慕ふ
 こと小児の慈母お於けるが如し西伯の仁徳如斯あれ
 七虞芮兩國の君獄の決せざる事有りて久しく争ひ止
 ざむを以て西伯不見へて其裁決を請むと相與し周不
 至り沿道周人の風俗を見るも荀も西伯の所領内と
 さへ云へを往來のものも路を譲り農民も畔を譲り
 壯者も老を扶け長者も幼稚を憐れみ上下皆仁義の

道を守り國風誠み正しければ二國の君大に恥し我等
 の争ふ處も此の國の恥とする處小人の身の悲さも君
 子の道を弁へず之れまで來り一事の愚さよと互に
 顔を見合せあから西伯も見へもせず其終兩國は別
 れ隔り今まで争ひし地を譲り共不辭退して取されも
 永の争ひも忽ちして形跡もあく治りけり西伯の徳如
 斯遠く見ぬ人よまも及びけれを今も天下の諸候誰
 きて之れを景慕せざるものあく能々殷も舊恩有り諸
 候もして後令陰に西伯を戴くも陽にそれと云ひ難き
 ものの外皆ふ一同に西伯とそ誠み天の命を受けて萬衆
 の位に登るべき君あり吾等如何に愚ふれむとて此々
 たる舊誼よはさされて暴虐の殷も與し共天命に逆

ともより若し至徳の西伯も服し永く子孫の繁榮を計
 りむと諸侯の之れを歸するもの四十餘國其外賢明博
 學の士も初めより追ひくも来り集りもの伯夷
 叔齊太顛閻大散宜生鬻子辛甲の輩殆ど技拳も違ひら
 ず然れども西伯も尚之れを以て足りたりと云へる程ら
 賢を尊び老を養ふ事を務め玉へた何日の程ら
 東海の人もて聖人の聞へる呂尚と云へる人其至徳
 を聞きて最と頼しき事と思ひ果して世に評判の如く
 され仕へて王道を起すの補佐をなさんと其身の年
 老て貧しき故に直に訪ひ行て見ゆる事もせず時節
 至れも早晚相見ると大量の人の聞散るも周の地
 未り渭水の陽にて漁釣などして時を待ち居たり

の実も周の運の開く時や西伯も一日獵に行きむを
 むとて不圖す此の處を過ぎむ呂尚の形容の凡ふ
 りざるを見せ試みその姓名を尋ね或も其他の事ども
 打語りて種々み様子を探りむ之れを如何に尋
 常の人より御父君の時より折々聞きむひ周の
 地の聖人にて有りしを西伯限りなく悦ひむひ早速
 請て供あひ歸り太公の時より子を望むこと久しけれ
 ば太公望と稱するとして遂に立て太師とあしむ
 是て西伯も大ひよ心懐を得むひ亦々紂王を助て國民
 を虐ぐ處の諸侯を征伐し采も曾て紂王も讒言を進め
 て西伯を羗里も若し危參らせし彼の崇候虎を討て目
 前の讎を復し又も豊邑を開て此處に都を徙しなむ

て御一代の間累百世の基を定めおひ御齡九十七歳より
 して薨じおふ時、紂王の即位第二十祀丙寅の歳あり
 西伯薨じおふして后御子發世を継ぐおふ之れを武王とな
 す武王立ちおひしてより、又さへも賢明みて在す
 上より太公望を始め周公召公畢公の輩常にお御左右に在
 て補佐し奉れ、西伯御在世の時、お愛らす諸侯益す、頃
 服して周の弊ひ朝日の登るが如くなるを以て時至れ
 を兵を起し殷を亡して天下を鎮めむと専ら武備を脩
 めおひ即位の九年に至り諸侯の兵を黜撿して兵威を
 示さんとおく御父君西伯昌の木像を造りて御車にお載せ
 奉り自ら太子發と名乗り數多の御手勢を引率して之
 れを護衛し東の方盟津にお赴きおひし國々此の事を

聞き傳へ遠近より盟津に集るもの凡そ八百諸侯お及
 へも山川皆な旗さしもの埋り其勢恰も雲霞の如く
 おして左ながら天をも貫くや勢ひおれた諸侯各機
 に乗じ直に進發し、殷を討つべしと猛りきつて勸め
 奉りし武王は天命を知るの明君よまゑませむ仲々
 輕率な事を行ひおむす之れ等の諸侯お向ひ諸子未だ
 軍機を知らず紂王暴虐よして人心を失ふ事久しけれ
 ども尚定數餘り何れを我が師却て利なけむ今日時機
 こそ背て師を支向ふとも今兩三年を待たせうならん之
 れを討つの時至るべし其節又々諸子をお勞して徐らよ
 征伐せむ末た以て遲しとなさす先づ此度も兵を収
 斂各本國よ帰らるべしと最と懇勸ふ論しおひ御身よ

雅史那歷代小史 卷之三 山名氏

よりして場陳有りければ諸候も一同之れは服皆な
 兵を収めて歸國しける然るは紂王も尚御惡業を悛め
 むとす日を追て昏乱甚しく遂はも宮中の諸臣怒み致
 くもの多し就中太師疵少師理等も其の管る處の樂器
 を携へて周に遁れ行くに至りしを武王兼てより此
 の事と聞き知りむし時こそ至れり今を紂王を征伐す
 べしと乃ち御即位の第十一年夫々令を發して諸候に
 告げむし自ら三軍の用意をなす彼の父君の御木像を
 擁して中軍の大將と崇め奉り戎車三百乘勇士三千人
 士卒四万五千人と卒る威風凜凜として進發せられけ
 り時より西伯昌の御時より仕へ奉る伯夷叔齊の
 兄弟兼て此の師を起すの不可を思ひ之れを以て

既し御諫めを奉れども天命を奉じて仁義の師を起す
 何の憚ることの有るべきを以て御用おなく早や馬
 召して出陣せられければ夷齊の兄弟今も強諫
 を奉りても御止め申さむと御軍勢の陣列したる中
 分け入り玉の召されたる馬の害を取りすうり我君如
 何と思ひ立ち玉ひたれむとて臣等兄弟斯程まで諫
 め奉るも用おむとす御出陣をせむされたる最早と
 ても御聞入らむとすましければ責めて物の道理のみ
 も思ひ廻らむと第一御父君死すむして未だ笑程も
 経ず百事も御謹み候つて然る處を左もなく却て干
 戈を動し戦争をなさむと志おふも人の子として孝道
 お背きたる儀も候はずやまは候令暴虐ふもせよ故

正統の天子よして我君の爲も然も二つと大きき大
 切の御主君なり然るを苟も臣たるもの身として
 君の手向ひ奉る事弑虐の罪も天道も之れを免じむと
 ずされをこそ聊の仁義の道を弁へたるものも皆を大
 ひ愧れ惡めり我君素より賢明なま志ませを斯を
 りの事も御鞞へ何る爲此の度の御出陣のみも是非
 御見合せ玉へと武王の怒らせ玉ふも顧みず兩眼
 涙を浮て謀め上げれを逸りきつたる事近従の面々王
 の御不興の体となすめ今御出陣の際に當り繋よ
 御祝も申さず却て不吉の邪魔だてせを如何に御重
 臣の伯夷叔齊なれをとて容捨もならず斬て出陣の血
 祭よせむと既も危く見へけるを中軍の大元帥太公望

呂尚早くも此の体を見て取り兩人の御諫め申も爲す
 處こそ異れ等く我君への忠義なり方々必ず租忽何る
 べのりすと近従の面々を制して兩人を去らしめり
 於是て御軍勢悉く打立ち先づ盟津を指して進ませむ
 へも路道の諸侯兼てより待ち設け皆を招らざるも應
 して馳せ加えり此の年十二月諸勢全く盟津を渡り牧
 野の陣を列ねむし時其勢計算り知れざるが如く
 諸侯の車のみも殆ど四千乗の餘不及り殷の紂王も
 此の事を聞きおし直ふ兵七十萬人を突して防ぎむし
 近臣の中も御身暴虐あるが爲天下の人心既も離れ御
 近臣の中も恨み背くもの多き程なれを兵士皆を防
 き戦ふの心なく却てギを倒して反戦をなすの光景

なるが故に天の時を得て人心の一和したる周の強兵
 小對し争で勝こと叶ふべきもた殷の勢忽ち敗北し
 て紂王を鹿臺に遁げ入り自ら火中へ入りて焼死し
 玉ひけり武王此の体を見そなたも軍士も令して紂王
 の御尸を火中へ捜し求め其頭を斬り棄る久しく紂王
 の御傍に在り種々善らぬ事どもを勧め奉りて士民を
 苦めたる彼の姫已う頭をも刎ね玉ひして事全く平ぎけ
 れを其目を兵を収めて御陣所へ歸り玉ひ翌日お至り
 故に紂王の宮殿其他倉廩遺物等の處置をなす又箕子
 の囚を免し比干の墓を封じ殘る隈なく取り方附けて
 殷の跡を紂王の御子祿父と云へるを立て諸侯とな
 武王の御弟叔鮮叔度の二人を以て之れを當分の補

佐と定の置き兵を纏めて凱旋せられたまは後軍諸
 士の功蹟を論じ先づ太公望を以て有功第一等とな
 之れを管丘と云へる地を封じて國号を齊と改め御弟周
 公旦を曲阜に封じて魯と稱し召公奭を燕に封じ叔鮮
 を管小叔度と蔡に封じ又古公を追尊して太王と謚し
 公季を王季とあし西伯昌を文王と稱し奉り諸侯の勸
 めに依りて御身も遂に天子の位にお即き玉ふ於是て前
 殷を討て不可とじて武王を諫め奉り伯夷叔齊の兄
 弟大に取て周に仕ふるを屑とせず竊に遁れ出て首陽
 山と云へる山に隠れ終に其身を終りける史に記せる
 彼の西山に登りて其薇を采り暴を以て暴易ふ其非を
 知りず神農虞夏忽意として没しぬ我れ安ふの適帰せ

推古天皇紀 卷之二 十一 山名氏

む嗟徂む命の衰へたる矣の歌も此の兄弟が終りみ臨
み世を嘆ちて作りし歌なりとそ左に兒も何れ武王天
子の御位お即きむひてよりた殷の暴政を改めて専ら
仁政を施しむふ程お士民其徳お敬服し遠近より豊の
都お集ひ来て諸侯も邸宅を賜ふ地もなきお及べ
り依之て都を鎬と云へる處お移し普く天下を總領
しむへも王の明德の及ぶ處九夷八蠻の族お至るまで
各方物を携へて未朝し誠お盛なる御代とたりぬ左
れども御齡お七限り何れお即位の十九年し酉年冬
十二月御壽九十三歳おして崩す於是太子誦位お即
きむふ之れを成王となす此の王即位の時未だ幼沖お
まふまゝ政事を親りしむふこと能お依之て御重臣の

中おて評定の上叔父君も何さらせむお周公且をも冢
宰として我國太政大臣の如き重き官職おすめ奉り天
下の政事を委ねられけきを周公を蓋て群議の旨を奉
しむひ乃ち奏して御子伯禽をも其身の封國ある魯の
國の守護職とおしむふて曰く汝お魯の國お赴けお能
く父おならひ必ず國を以て人お驕るお如き舉動ある
べからば父も辱なぐも先君武王の弟おして當君成王
の叔父なれお今日世お於ても又となき尊き身おし
何れども身を謹み天下を思おふ為おも寢食の間だも
事を忽おせしことなり況や此の度成王の政事を攝行
するの命を蒙りたれお思お今より后も髪を休ふの暇
もならざるを汝も彼の國お趣をも常お如斯おして苟

めも身の僅かを感じるが如き事なればと流石も今の
 世までも芳名を遺しおへる周公程有りて残る限なく
 誠を加へ玉ひ魯の国にお遣されける斯て周公も成王
 にお代りて百官を總領し武王の在せる時異あらに良
 政を行ひ玉へも諸侯皆お其徳にお服し天下無事お治り
 て誠お太平の世の中なりし一が世の諺おも云へるが如
 く盈れを缺るの憂ひ有りて一利一害も免れおさく爰
 小成王の御叔父お管叔蔡叔とて前小武王の御代殷の
 後たる武庚の監理役を命ぜられおししが不圖良らぬ
 御心出で来て周公も成王を弑し奉り遂おも自ら王位
 にお登らむとするの御企て有りなど根おあさ事を流言
 におへむ心有り人も疑もされども成王も未だ幼若お

して御思慮何されが故お之れを誠の事ありと思召さ
 れ猶や疑を抱き玉へも周公も早くも御思案有りて身
 の官職をを辞し玉ひ暫くの間朝にお出で玉もさりしが
 天道誠を照し玉へも早や其中お御疑ひ解けて全く兩
 叔の御叛反より周公を誣おひし事判然せしるも成王
 深く其非を悔ひ玉ひ親ら郊にお出で公を迎へ元の官
 にお服して再び前の如くお政事を撰行せしめ玉へも兩
 叔も愈其罪の免れがさき事お思ひ武庚霍叔其他善ら
 ぬ輩兩三人を教唆して殷の故地にお反旗を翻し將お周
 の都を侵さむとするの模様有るが故にお成王今も是非お
 き事お思召され師を起して征伐すおし周公御父子
 にお命ぜられけり周公も叛徒征討の教を蒙り玉ひ御子魯

侯伯禽と共ふ師を總て進發ありせられ之れを討ち平
 て武庚管叔を誅戮し蔡叔を國外の地にお出開し霍叔を
 厥人にお下し其罪の輕重に依て夫々の處分終り凱歌を
 奏して歸陣ありけれを成王斜ち御感喜何らせり
 れ武庚の後へも殷の帝の御子おて紂王の厥兄ある
 微子啓を立て事全く平さぬ然れども未だ乱後おして
 人心尚怖然たれを周公前の如く政事を攝行せられし
 の早や其中此の年も過て翌年の秋となりぬれを成
 王御年十六歳おなりかひ殊お稍や朝廷の規模も定り
 しを以て周公を謹んで大政を還し奉り退て群臣の位も
 復し諸老臣と共ふ王を補佐し奉り専ら王威を耀し務
 て徳化を行ひまへて天下其恩を浴せざるものなく偏

卿の國々までも來朝して太平を賀し奉れり其の中お
 も王の即位六年辛卯の年お今印度の内ある安南
 國即ち此の頃交趾と稱へり國の南部に住る越裳氏な
 ど云ふもの遠く徳を慕ひ道々言語の異なるが僂
 次々三國の譯を重て來朝し白雉を獻し御代を祝し
 たてまつれり左れども周公も謙遜ふられ君子なるが
 故にお輒く之れを容れむとす却て其使者にお向ひ徳澤四
 方にお加はりおして其贄ものを受るを君子之れを取と
 政令行れずして其人を臣とするも明君之れを盾と
 せず我君未だ御徳薄く政令貴邦にお及す何ぞ此の獻を
 受るの道理何らむやと使節の獻物を辞しおへを越裳
 氏の使者譯を以て申しけるよお吾國の黃耆云へる事

何り近頃世上誠み穩みして天子烈風なく海に波を揚
 ざる事既み三年及べり意ふは中國は聖人何りて其
 徳は依て然るならむと果して中國此の聖徳の天子何
 り何を来て朝せざるべけむや公のふらば辭しむふこ
 となすれと左あがら聖徳を慕へる様子なれを周公も
 強て之れを辭みむす乃ち取次で王に奉り遂に宗
 廟は薦められける此の使者如斯みして交通もなき遠
 國より来りたるを以て帰路を遂て國に歸る事能もす
 依て周公より指南車の製は仕立たる輓車とて四方
 園ひの何る車五乘を賜りけし使者之れを載て周
 の都を出立し扶南林邑など云へる南蠻國の海際を通
 り漸く一年よりして其國に歸りしと之れより前武

王の御代鎬の都を作りて西都となりし時更み洛
 邑の都を作り之れを東都と云ふ東西全らりめんと
 の思召なりし未だ其御志を達しむす崩御しむ
 ひしを成王此の事を思ひ出でむし父君の御志を繼
 むと即位七年壬辰年春二月召公に命じて洛邑の地
 を検査せしめむし周公を以て工事の奉行と云ふ此
 王城を築きて之れを東都と云ふ周公を留て殷の頑民を
 治めし免兎角み政事急りむすねを御代豊しして永
 く治りし月日の飛脚も足を留す春去り秋来りて丙
 の申年成王の即位十一年周公御病の爲に薨しむへを
 召公専ら王を補佐し奉り力を尽て國事を務めむふの
 故に周公の在する時不異ふらば之れとて云ふべき事

後漢書卷之七十一 七十一 十四 山 名 氏

かく御即位の三十七年壬戌の四月御壽五十歳
 崩す。是て御子釗御位に即き、ふ之れを康
 王とあす。此の王の即位二十六年、太保召公奭薨す。之れ
 より前、召公未だ御在命にして、盛に政事を撰行し居
 る。ひし時、有司の内にて、政事向の御用、ふ付き民を召し
 出、問ふ。何らむと召公、ふ旨を請ひし事あり。を召
 公も大ふ不可と。ふひ自ら一身を勞すれむ譯もなき
 事。坐して徒らふ數多の百姓を勞し之れは稼業を致
 しむる事甚だよぬ。うらむと。御自ら郷村を巡行し
 或る里に至り、ふひし時の如き。棠の樹の下に至りて
 民は接し種々聽断の事を扱ひ、ふひし。うらむ。如斯民は
 厚り。ふひし。公の薨す。むひて。后當時の民之れが仁

政を追想して、其棠樹の伐るを忍び、公を見るが如く
 不大切にせしとぞ。詩經の國風篇に、甘棠の詩も、其遺徳
 を云ひしものなり。成康の御代、斯までも世の中安寧な
 して、政教行届きたれを、刑罰の具あど云ふもの。を四十
 餘年、の間、遂に一度も用ひず。事ありと云へり。康王崩す。む
 ひて、御子瑕位に即き、ふ之れを昭王とあす。此の御代
 にお至りて、周の徳漸く衰へ、天下の廣き中にも、問々王
 の政令不服するもの出で来し。故に之れ等を威服
 せしめんとて、即位の五十一年、南の國々を巡狩し、楚へ
 至り、漢江を濟り、む。時、漢濱の人々之れを惡し奉り、膠
 附けの船を作りて載せ、ま。い。ら。せ。し。つ。を。中。流。に。至。り。膠
 解て、船溺れ、王を始め、此の時、隨ひ奉りし祭公、おと云へ

人々皆本溺死し玉へり依之て御子満位し即き玉ふ
之れを穆王とあす此の御代も大司徒君牙太僕正伯
冏あど云へるもの有りて王政を補佐し奉りしるども
王も政事不意を止め玉せず造父とて馬術も熟達せし
ものを召して常々之れを寵愛し玉ひ八つの駿馬を求
め交々お之れし打乗て諸國を遊行し普く天下の内お
て朕が赴さる處おうりしの人と際限もあく経巡り玉ひ
遂も其愉快も御心を棄たれて由もあき事も歳月を
費やし都も帰しをたふ忘れ玉へり左れも周の都も
何程明臣有りて之れを補佐したてまつるも其効おく
政令漸く行たれず人心追々お離間しけむを東方の諸
侯も徐子と云へる人早も其内し人望を修め三十餘國

の諸侯を支配して恣に王号を用ひ自ら偃王と稱し
て周も叛くに至れり穆王も日々御遊樂の中お此の事
を聞き出で玉ひ容易あらざる一大事ありと造父と共
し長驅して都も帰り楚の國も告て謀畧を連ね兵を起
して征し玉へむ徐子も前も周も叛きし心も似す
少人望を得る程の仁者おれを之れと闘て勝敗を争ふ
ふ不忍しす穆王の兵至ると聞ひて一族を纏め彭城を
指して遁げ行きけり於是て穆王も都も帰り始不懲り
て政事不意を用ひ玉へむ兕角も天下の事御心も任
せず其の中も西方の夷犬戎の舉動をも最も悪き事
も思召され祭公謀父の痛く諫むるをも用ひ玉はず御
即位の三十五年兵を起して征伐し玉ひし之れとて

御即位の三十五年兵を起して征伐し玉ひし之れとて

仕出たる事もなく御師恰も猪獵み等しく僅うみ鹿
 狼の類を得て帰りかへり依之西方の夷ども深く周朝
 を輕蔑したてまつり誰とてまゝ朝觀するものなきみ
 及び御即位の五十五年壽百四歳みして崩れ玉へり此
 の王の御代造父趙城み封せらる后み戦国の世み至り
 趙氏と云へるも此の末あり穆王崩れ玉ひて御位を繼
 ぎ玉ひても共王よして御名を緊扈と申したてまつり
 先帝の御子あり此の王御壽八十四歳みして即位の十
 二年崩御し玉ふ夫より懿王難孝王辟方等の御代を
 経て夷王變の御代み至りて王威漸く衰へて諸侯の
 權強くなりし故に參觀の諸侯み對し堂より下て謁
 見し玉ふみ至れり左れを諸侯まゝ此の朝をも輕蔑す

み小以り楚子熊渠あど云へる人も恣に兵を動して
 楚蠻の各地を攻取り自ら王と稱し周朝の威推甚だ衰
 へたり夷王崩れ玉ひて后御子胡位み即き玉ふ之れを
 厲王とあす此の王天性傲慢みして民を憐れみ玉ふす
 常み無道暴虐の御舉動のみ多けれを宰相召公虎深く
 之れを嘆き或る時朝み至りて王よ向ひたてまつり我
 君近頃暴虐の御沙汰のみ多きか故に民皆み其命み堪
 みして御政道を怨み謗るもの多し如斯みて王位怒
 くも久しあるまじと御諫め申せしるも厲王大に怒
 らせ玉ひ普天の下卒士の潰み至るまで我が王玉ふ何
 らざるもあし苟みも王土の民みして政道を謗るもの
 何りとあれを之れを捕て國法み處するみ何の難き事

の之れ何れむと召公の諫めを毫も用おむも直よ
 衛の國の巫を召して國人の政事を誘ふものを監せし
 め定見もふき巫どもが神靈の御説ありなど臆測のま
 しく羨したてまつるを眞実と思召し頻り不無事の民
 を殺しむおを以て今も國人誰れとて其善惡を云ふも
 のおく互は唾棄の如く或も目を以てし或も手真似を
 以て事を話するに至れり斯るあさけあさ御代となり
 しを王も尚善き事と思召され朕れ能く國人の誘を弭
 め得たりと却て誇り顔不宣まひ怖として御心附きお
 もねむ召公も返すぐもしたてなき事と思ひ高又王不
 向ひたてまつり楹下の誘を止めむひしを決して徳よ
 依てなされし一はらに無法の壓制を以て人の口を蔽

しむひしなり左れを能く止め得たりと云ふものも何
 らずして必竟之れを障きむひしなり臣聞くお民の口
 を防ぐも大河の水を防ぐよりも甚し水壅つて潰れを
 うあつた多し人を傷ふと云へり思ふよ民の口を防ぐ
 も其極まら如斯あらむ王も聰明に在りますおも似お
 何れ之れを悟むもざるやと道理を尽して御諫言を申
 せしも王も仲々おさとりおもす暴虐尚依然たれを遂
 おも國人忍び得ず御即位の三十七年庶民一同お蜂起
 して不意お都お押し来り王宮を圍て攻めたてけり王
 も此の時宮中お在せし素より不意の騷動おして御
 手勢おても備たらざるを防ぎ戦ふ事も叶せおもす
 辛しと都をも遁れ出で兵と云へる處お趣さおひしりか

御子靖もそれも叶も亦僅らふ一身を全ふして召公の
 屋敷に匿れ入り暴徒早くも之れを覺り透さず召公
 其屋敷を圍み責ても太子のみも殺さんと猶豫もなく
 攻立つるも召公も今も為む術なく我子を以て御身
 代りとおし危く太子をも救ひ奉れり之れより后も周
 召の兩宰相太子を補佐して国事を處理し専ら恢復を
 計られければども之れにて速ふ効を奏せず十四年を經
 て后即位の五十一年厲王氣の地崩れ入り於是御
 子靖位も即き玉ふ之れを周室中興の宣王となす此の
 王立ち玉ひより周召の二相周朝祖先の美風もあ
 らひ専ら仁義を旨として政を施す故に諸侯も追
 ひくみ帰服し稍や父君の御代の衰頽を挽回せむとす

折柄中道に至り王少しく安者の御心起り政事不倦む
 御様子ありしを御后自ら宮中と退さむし兼て御傍に
 て召し使ひ玉へる老女を以て王も奏し玉ふ様妾不才
 不して君王の后たるに似ず君を以て色香も迷たしめ
 奉り怠惰不徳の君となしまひらせし事識り以て大罪
 の至りなれを何卒此の身を如何よふも罪し玉ひ願
 くと陛下のみも元の明德も返らせ玉へと暗うらぬ身
 を責て諫言ありければ流石も二相の御養育申せし程
 有りて忽ち迷夢を覺破し玉ひ朕も不徳不しして自ら過
 てり何む夫人の罪ならむやと夫より御志を勵し玉ひ
 二相及び方叔尹吉甫仲山甫など云へる賢臣と共小政
 事力を尽くし玉ふ程も御代も盛ふあり遂も周の

推し下す七トロ 卷之二 十一 山名

世を中興しむへり宜王崩しむして后ち太子宮涅位し
 即さむ之れを幽王とあす此王其人とあり暴戾あり
 て民を憐みむとす殊に平常己れ小媚ひ諂へる佞人を
 愛して忠直の臣を逐けむへを隨て政道正しうらさ故
 お少しく心巧もの皆眉をひそめ互ひ不安さ心も
 あり折柄御即位の翌年涇水渭水洛水あど云へる
 西周の三川皆震動して其水源打ち塞り或も岐山崩れ
 て地鳴動する等不思議天変打ち續き世の中何とを
 く騷らけれを太史伯陽之れを卜して曰く嗚呼周
 の運命茲に尽きたり國の亡びんこと近きお何らむ夫
 れ天地の氣を其序を失ふ若し之れを察する小陰陽
 おして之れを乱るあり我れ今其模様を察する小陰陽

の氣共お發伏りて蒸發すること能はず左れを三
 川の震動の變り思ふお地震ひて山崩るれを水源
 らば塞がりむ若し水源一度に塞がれを民耕作の道尽
 きて其國の基を失ふ故に天下隨て亡びざるを
 代昔し伊洛竭て夏の國亡び河水竭て殷の朝亡ぶ近
 の事まゝ彼の二朝の亡びたる時の如く人君たるもの
 豈鑑みざるをせむやと忠臣の人々之れを聞て大ひお
 恐れ何卒して王の御素行修まり政事お心を
 よふ互にお諫め奉りしと佞人の統石父と云へるもの
 常にお御左右お何りて王お諭ひ山川の震動するも常の
 事あり王おあらす彼等小人の言お欺れおふと忠臣
 の金言を打消すを以て良薬却て口お逆し待為窮お

事をさらく用ひぬす統石父を登用して卿相の
 位を授け之れお國事を任せて亦朝不出其身を宮
 中お在て婦女倭人を集め日夜歡樂お日を消し玉ふ
 故お斯くある御世の通患おて小人類り威権を弄し
 賢臣次第お跡を絶を今を政道何れどもあきう如く左
 ねを偶ま諫言を奉りて忠臣の罪を蒙るもの多き中
 お兼て褒城より出仕せる人おて其と云へるもの亦罪
 を蒙りて獄に囚へられしを其妻子の故郷お何るも
 の痛く之れを嘆き如何おもして此の罪を免むと種
 く方便を求めける處お王の御性質淫逸お御在まりて
 婦女を好み玉ふよを傳へ聞き之れ屈強のよふべあ
 りを美女を奉りて免罪願もむと夫より妻子親族互に

心を恨せ遠近お往來して美麗ある婦女を搜し求る折
 柄茲お一人の妖婦何りけり其を何物と尋るお往昔復
 后氏の御代衰へたる時二疋の神龍何り吾れを褒の二
 君ありとて宮殿の庭前へ下れり當時の帝占ひお隨か
 い其龍が吐く處の沫漿を留め之れを攢お藏めて後世
 お傳へおひの其後復亡びて后ち殷お傳たり殷亡び
 て亦周お傳たり如斯おして年代を經るも未だ誰れ何
 りて之れを癸さしものあきお當王の御祖父厲王と申
 奉れるも天性傲慢の君ありし故お人の忌み嫌お
 ことも意しおかたお益もあき事お遂お之れを聞きお
 ひらむお不思議や攢の中声何りて忽ち限りもあき沫
 漿湧きお庭お彌蔓りて除去くおら代厲王おの体

と見そふりしと最と評し事小思され宮中の婦人を
 裸おして之れを謝せしめむ彼の祭まさ化して去
 龜とあり玉の後宮お走り入りし其後後宮お居たる
 少女一人不斗懐妊して間もあく女子を産めり素より
 夫あくして産みし子あれを何生も怪しき変化ありむ
 と思ひて或夜人知れず道路お打ち棄たり然るも其後
 宣王の御代お至り童子等打集ひて聚孤箕服実お周の
 國を亡さむと誑し戯れし事有りて宣王の御意ありさ
 をり偶ま夫婦連れぬの商人おて此の誑おしたへる聚の
 張と箕服を賣歩くもの有りしを宣王聞あし免し之
 れぞ曲者おらむとして速お執へしめおしし商人道お
 て捕吏の隙を窺ひ幸しと城の難を道お衰城を指して

走る途中お圍らおも彼の棄見を見出し其痛哭せるを
 憐しみて之れを扶け斯る不吉の女子とも知らず褒城
 お連れ行て養育せし生長の後容色美しく此の頃世
 評の美人となりしものあり其の妻子等不斗此の事を
 思ひ出で吾お住る鄙お斯く都お稀なる美人何るを
 今日しも思ひつらざりし迂濶の程こそいまわしけむ
 と直さま高金をもて之れを購ひ花美の上お華美を
 粧ひ周の都お連れ行て王宮おたよる便宜を求り之れ
 を代お赦免を願ひけれを幽王召出して見おふお年
 漸く二八をうり儀容嬌おして賤しうらび情を含で坐
 したる様も雨お惱りし海棠の風情有りて突お類あさ
 美人おれを王限りなく法歡喜有りせらる早速お其の罪

惟史部通代小史 卷之三 二二二 山名氏

を免して彼の美女を容れ其の褒の地不出るを以て名
 と褒ぬと賜ひ夫れより日夜御傍に具されて寵愛有り
 けれを聞かぬ懐妊して御子伯服を生り左ねを幽
 王益ます褒ぬの色も漏れぬ大も政事向の事よりか
 御一身起居進退お至るまで皆其云ふの依とあり終も
 百世の基を忘却して正妃申后ならひ太子宣印を廢
 代るお褒ぬを以て正妃とす伯服を立て太子とせ
 りる然れども此の時も早や既お福ひの稔時おして王
 の御心荒く聊みても御意お背きたるものゆれを忽ち
 害を蒙るを以て宮中誰れとて強諫を奉りむとするも
 りも太史伯陽等の輩有り竊お之れを嘆き一の
 が朝廷の有様如斯あれも王も少く顧みおゆ登さふ

左もなく却て善ことも思召され日々増し淫樂を耽り
 おひ何日を限りと際限もおけれを流石お宋華の樂み
 におも最早や遊戯の種の尽き果たぶる今も褒ぬの笑
 ひ顔を見おむとて之れより又此の事お意を用ひおひ
 數多の佞人お仰付られ種々面白き事を為しおむ
 にも褒ぬ元來笑ふ事を好まず何程のことおも笑顔を
 見せしむるは是王或時佞人等の奏するがましくお王
 城お変わるべきの會圖として御宮殿の傍お燈火の設
 け向るを之れを打ち奉て興お入りしおむと小吏お命
 して火を傳しおむお彼の燈火誤さず霹靂一声天を
 貫き其炎光満空お輝きけれを内外の人皆お此故を知
 らずお玉城お変りりと百官有司俱へ騒ぎ各徒ち立

雅子月原行 二十一

ち素肌を鍔と刀よと挿く折柄近邊の諸侯追々不馳
 付き汗馬不鞭打て宮中不込み入り敵を何物もて何處
 小在ると皆不毎口お呼りあがり上を下へと奔走す
 操恰も戦争小異ふと此時褒姒も幽王不侍して御庭
 前の高擗不在り遙か之れを見物して居たりし早や
 其内不王の褒姒を笑わしめお為不一時御戯れな
 りと事わりて諸侯各部下の兵を収め最も不興氣不
 引揚げねを幽王之れを見そあわし夫人如何おやと宣
 へを褒姒莞爾と含笑み左れを不候妻も今日造種々の
 樂みも左のみ興ありとも存ト待りざりし之れをう
 りも最と面白候こと又莞爾と打ち笑ひし其顔の花
 美ある芙蓉の朝日不取る可如く実不活海棠の名不背

ろすされを幽王七日不増し褒姒を戀ひ慕ひおし是非
 も打忘れて其好む可俵不意を迎へて烽火を挙ふ事
 既不數回不及ふも後子も内外之れを信せず又誰とて
 来り欺むるものなき不至れりされども王を之れ
 等の事も少しも御意を注がせ玉とす益す褒姒も心
 を奪われ遂ふも前不察し玉ひし太子宜臼を殺さむと
 造不昏惑し玉ひけさを以て如何不親子の御間柄不て
 孝道を思召すも今も愈耐へ兼おひ或時宮中の隙を
 窺ひ母后の御里方ある申國の主申候の許へ走り行き
 おへり左あきだお妖婦の毒舌不欺むりれ人事を忘
 却しおひし幽王の争でか之れを捨て置き玉あ危き直
 操使を泅して申國不遣され宜臼も君父不罪を得て走

仰渡されし
 上珠もて近年
 兼て申候も斯こそありめと期されし
 王の昏乱を知れよの故に事小托して救命を奉ぜず
 子に隠して返り奉らず於是幽王大しお怒りせし
 の分として君命を後す朕を蔑視しする事返すが
 すも奇怪ありと素より短慮の御氣實多し頃も即
 位の十一年直にお有司の命を下し諸兵を催促して申候
 を討伐せらる申候早くも間諜を出して其事を聞き知
 り周朝如何お天運の尽きたれをとして却て禍を催促し
 て亡滅を早うり免むとするのいひて其儀あれは我れ
 より推し寄幽王を討て淫虐を平げむと都國と議して
 謀畧を定の西方の夷犬戎を招き不意お起て都を襲ひ

鯨波を作て攻免立てけれを宮中も兼て淫樂の餘お
 て素より防禦の備へもおけれを其狼狽大方おら百
 官有司四方お遁惑し流石亡國の通患とて誰ありて敵
 を支へむとするものあり申候も此虚お乗ト味方を指
 揮して軍を勵よし短兵を以て宮中へ込み入り後横無
 尽お駈廻り富るを幸お薙ぎ立つるか故お今を宮中敵
 お填り支へ得るさとも思おれぬを幽王切喙しおふも
 其甲斐おく圍を衝て一方を切り後東を望て敗走し
 驪山の下お至りおへむ犬戎此の体を見て透さす追撃
 難おく王をも討取り奉り褒姒をも即座お生擒りて
 盡く其財寶を奪ひ取り一度び周の世を鎮覆せり此の
 朝武王の御即位より世數十二世其内共和と云ふもの

十四年年代總數凡三百六十五年にして西周遷ふ七
び后ち都を洛邑に遷す之れを周の東遷と云ふ著者以
為く古人云へるあり婦人一矢突る城を傾くと誠と幽
王の謂ひあり後人史を讀むもの深く鑑むる處ありさ
るなり

東周

東周の始めを平王と稱し奉る即ち幽王の御子
褒姒の毒舌に罹りて母后の御父ある申候の國に
道れ行さむし故の太子宜臼の御事あり當時の世に
稱や威権ありし晋の文侯衛の武公秦の襄公など兵を起し
周を助け犬戎を平げて申候ふ及び諸侯と議定有りて
難ふく位ふ即ち然るも周の西都鎬東の地も西方の

夷犬戎も通達するを以て常ふ乱を蒙るの恐れ少
に依て御即位の元年幸の末年遷ふ西都あり鎬京と
廢し東に洛邑へ都を遷しむ然るも此時も早や周の
威権大に衰へて政令行はれざる可故に國々の諸侯
將も自立の徴候あり史家之れを春秋の世と稱す天
卒に戦國とあるの初めあれも只さへも王家の衰
時あるも王も益す諸侯も權を失ひむお程も政事向
も大に衰へく皆威権ある候伯の争ふ落て其身ハ恰
も虚位に在するもの如く一の王命たも屑よく之れ
を奉ずるものあり世運の傾く既お斯の如くおれを王
も少し大勢も意を注ぎて國家の爲に偉功を奏し衰
弊へたる世を挽き回さむと計圖おお危きお左もよく

新支那歴史小史 卷之二 二十五 山名

日ひ一いつ日ひよりも卑ひ屈くみ陥り後ふて天てん下かの評をも顧かんみず申ま候うの世話わよて即す位ゐられ恩おん而に已ま思おもひ只管かん外がい戚せきの安危あと憂苦く事こと々々も畿内ないの民を驅り集め申國こくの心成なりりみ遣はなれふと由よしも多き事をして故と人心こころを失ひまへり平へい王わう若し苟もも大義ぎを辨へまへた申ま國こくと之れ犬戎じゆうと共み御父おや君きみ幽ゆう王わうと討ち殺す國よして後令し外がい戚せきの御尊そん親しんもも周しゆう室しつの為ふも百ひやく世せいの怨敵えん素そより俱み天を戴らざる也也雖なり然るを平へい王わう道だう理りふ昏く母の仇を知て父の仇を知ります誅伐ばつを加へます國敵こくを援けて却かて祖先せんの遺業ぎよくを廢し居を東都とうに遷して世せいの侮りを招まさ百事ひやく皆みな無む分ぶん別べつの御處ち置ちけれを其衰すいふも亦また無む理りあらずと云いふ也此こゝの王太たい子しの洩を

父ちちと申し奉りしが末だ御位ゐを継ぐみ及ます登く堯せられしを以て王即す位ゐの五十ご一じつ年ねん崩はう御ぎの後太たい子しの御子こ林りん位ゐみ即さまふ之れを東とう周しゆうの桓王わうと稱す此の王の御代よみ當りて春しゅん秋しゆうの列國れつ皆みなあ競ふて頭かぶ角かくを現しし周しゆうと同姓せいの諸侯しゆうも魯の隱公いん衛ゑいの桓公げん晋しんの鄂公おく鄭ていの莊公しやう曹そうの桓公げん蔡さいの宣公げん燕えんの穆侯ぼく周しゆうと異姓せいの諸侯しゆうつと齊せいの倍侯はい陳ちんの桓公げん宋そうの瑒公じやう楚その武公ぶ秦しんの文公ぶんと云へる強きやう大だいの國ありて十二じふ列れつ國こくの名を夷らし其た他た一いつ地ち方はうお割據とせる群ぐん雄ゆう牧ぼく奉ほうる小遑しゆうあらば皆お各呑おん嚙おの慾を逞志しふして強弱きやうじやく相あ凌あくの時ときあれを王もあれどもふさら如ごとく只去きの動搖どう變へん化くわを見て空しく歳月さいを過させ在ざ位ゐ七しち三さん年ねんふして崩られふ此の王御ぎ在ざ世せいの時節しやくと御中ちゆう恩おんを

即位の十三年遂に鄭の莊公を討伐しむひしが御勝利
 おく却て鄭軍の爲に負傷らむひしり王崩して
 后太子佗御位を継ぎむふ之れを莊王と稱す莊王の四
 年周公黑肩と云へるもの謀叛を圍み當王を殺害し先
 王の庶子子儀と云へるを御位に即け己れ權を擅し
 おせんと企てしが大夫辛伯之れを偵し知り密に王に
 告げ奉りしを以て謀略遂に行はれず其身空しく誅め
 伏せしめを王子子儀禍ひの及むんを幸と恐れ都を脱
 走燕の國を恃て之れに潛みむへり依之周室の内訌を
 全く鎮りしも列國の横行を止むとさかく御在位十五
 年おして崩御す次にお立ちむひし登王の短命の君おて
 在位五年おして崩すむへり城の王の即位三年齊の桓

公諸侯を威服し始めて霸業を興せり霸業とて我國の
 幕府の如く諸侯總領して兵馬の權を掌握するものみ
 り王崩すの後太子閔位に即く之れを惠王とふす此
 の王即位二年お當り周の大夫等王を怒み奉ることあ
 り御祖父莊王の愛子にて當王の叔父に當らせむふ王
 子類と云へるを奉り之れを御位に即け奉らむと燕衛
 兩國の師を召募して亂を爲しより王おち暫く城の愛
 と避て他方にお在せしが其後二年を経て忠義の士出で
 子類を殺して王を御位に復し奉れり王位にお在する
 こと二十五年其間別にお治蹟の記すなきものあく致年
 冬十二月終にお崩す此の王御在世の時惠后次男の王子
 帯を寵愛し同腹なれど太子郚を疎んし王お勸め子帯

小位を禪らしめ太子を廢せんと其事已お成就んとす
 の際惠王崩御せり是に於て太子鄭母弟子子の禍ひ
 起らん事を確知し王の表を秘して焦眉の急を時の列
 侯に分て勢ひ強き齊の桓公お告く桓公速やかお諸侯
 を會して是非を討議し子帯を退そけて御世嗣を定め
 られしをもて故お太子鄭御位を継ぎむへり之れを
 襄王と申し奉る東遷の後王室干戈止まず衰乱の基と
 あるハ惠后の故あり其の朝おも王子帯王位を奪む
 と欲し戎兵を引て都お入り王を劫らせしお襄王屈せ
 づ之れを迫へ防禦しむひしを以て子帯の兵勝こと能
 とも齊の國お脱げ行さむへり於是て齊の桓公王室御
 兄弟の御交を和睦せしめんかおも子帯を容れ先其臣

の管仲と云へるものお命し襄王お加勢して戎を退治
 げ以て其乱を鎮む襄王大ひお喜び上卿の禮を以て管
 仲を饗ふす管仲辞して曰く臣も之れ桓公の臣おして
 陛下の為も陪臣あり今陪臣の賤しき身を以て斯の
 如く重く饗ふさるる時と當今齊國大夫の中お国子高
 子の二家位高く天子直勤お伴とし臣あり若し齊國
 より此等の人登城せむ如何ある禮を以て饗ふしや
 ぞやと王の宣く桓公朕お徳あり朕其故お汝を饗す汝
 のならん命お違ふなればと管仲辞すること能もす遂
 小下卿の禮を受て還る史記の列傳お曰く管仲夷吾も
 頼上の人あり少き時常お鮑叔牙と云へるものと友と
 善し故お鮑叔管仲の賢さを知り常お能之れを遇り

魯哀公十四年春西狩於野東門外

へり後鮑叔齊の国の公子小白と云へる事へ管仲ま
る齊の公子糾ふ事ふ當時齊国君なく諸公子立事を争
ふて公子糾小白と讎敵とありて攻戦し子糾敗死し管
仲俘とある其後公子小白立て桓公とありお及び管仲
罪ありと雖ども然れども鮑叔之れを捨ず遠お桓公お
進めて仲をも齊の宰相とあり後お桓公の天下を一
国して覇業を起されしと專ら管仲の謀あり仲云へる
事あり吾れ始め貪りし時鮑叔と共お鬻買をあり常
お自ら其利を多く取れり然れども鮑叔吾れを以て貪
るとせず之れ我が貪りしを知ること故あり又之嘗て鮑
叔と事を謀るお我れ窮困して墓々しく功を奏する能
く亦然れども鮑叔吾れを以て愚ありとせず之れ時小

利と不利とあると知れをありしと我れ嘗て三度仕へ
三度其君お遂る然れども鮑叔我れを以て不肖ありと
云く亦之れ我が時お遭ざるを知るか故あり又我れ嘗
て三度戦ひ三度敗北すされども鮑叔も我れを以て怯
懦とおさす之れ我が老母のあひを知るか故あり公子
糾一敗死を致して吾れまゝ幽囚の身とあり辱を蒙る
然れども鮑叔吾れを目して恥を知らざるものとせず
之れ吾ら小事お恥す功名を天下お顯さむとするの志
あるを知るか故あり嗚呼我れを生ものも父母我れを
知るものも鮑子ありと後人友お交るの厚さを云つて
管鮑お比す亦且哉管仲齊お仕へて宰相とあり匡かた
る齊國海濱お僻在すれども貨を通り賤を積み國を富

管子 卷之九 卷之九 卷之九

兵を強す誠よ千古の英才と云ふなり管仲病小罹り
 將小死ふむとする時桓公之れを其病床小問ひ仲死す
 の后ち誰をの用めて相たりとめむと智謀の臣三人
 を擧て實されし仲皆ふ其用ゆるみ足ざるを對ふ然
 るふ管仲の死して后ち桓公三人を登用あて大ひ小政
 弊を来せり又之れを管仲小關係あければも史家の能
 く眼を注ぐべき事あるを以て高一言記し置む小襄王
 の即位九年寅の冬十二月ふ當り桓公卒去せられし時
 其五公子葬式をも為さて家督を争ふこと六十七日の
 永きふ及ひけれを流石ふ嚴寒の時候ありしも桓公の
 御尸腐敗して蟲生たりとむ其も兒もあれ襄王も御
 一代の間之れとて別ふ記す事もあく只列國の横

行小憂苦しむし位小在すること三十三年改年秋八月
 遂小崩御しむふ於是太子壬臣位小即く之れを頃王と
 なす此の王至て御壽短く位を継ふして后ち六年戊の
 申年春崩す次ふ立ちむしと匡王と申し奉り御名を
 班と稱す此の王まゝ御壽短く即位六年の冬十月崩御
 未だ御子ふありし故小御弟瑜位小即きむふ之れを
 定王と稱す定王即位の初年春楚の荘王兵を起して戎
 を征伐し其帰路遂小兵威を觀して暗小周朝を脅るま
 むと欲して都小来まり時小定王其師を慰勞しむむと
 御朝臣の内若年よる穎才の聞ある王孫滿と云へるもの
 を使して楚の陣小遣されし荘王無禮も至尊の教
 使を憚りず周室傳國の御寶物たる鼎の輕重を尋ねし

王孫滿思之不楚子今日の敷使に對して挨拶もあ
るを以て故に鼎の輕重を尋るもの之れ必定天下を奪
ふの志ありむ好し其義ふれを善き答辯とそありと
憤然として答へけりよふ我の周室の尊ぶ處のものも
鼎ありて徳あり周の徳今衰へたりと無とも
未だ天命改まりず將軍決して鼎の輕重を問ふべらり
ばと莊王之れを聞て大に慚周人何れを知りて遠く
輕侮の念を断てり定王位不在すと二十一年乙の
亥年冬十一月遂に崩す太子夷位を継ぎふ之れを簡
王となす此の王の時吳國の吳子壽夢猶や強大の勢ひ
を極め遂に僭して王と稱す王即位の十四年秋九月崩
す太子泄心御位を継ぎふ之れを靈王とあす靈王の

御即位二十一年冬十一月孔子魯の國昌平郷の陬邑に生
る魯に往昔周の武王の御代周公且の曲阜に封せられ
始めて魯と稱せしより以来世々周朝に臣事し其後周
朝一變して平王の御代東周とあり列國互に獨立の姿
を顯せしより既十餘代孔子生れむし一時に即ち
襄公の二十二年冬十一月あり靈王即位の二十七年冬
崩す御子貴位を継ぎふ之れを景王とあす景王太子
あり御名を孝と稱し頗る昏明の御天性つゝありし
み御短命にして登く薨しむしけれを王兼て御寵愛遊
むされし庶弟王子朝と云へるを立て位を継ぎしをむと
思ひ居むししう未だ其事を果さず御即位の二十五年
夏四月終に崩すむへり於是御次子王猛を御位に即

け参らせし先王の御代より御寵愛深かりし庶弟子
 朝謀叛を企てられ兵を起して王猛と亡はし躬自ら王
 位を登らむと周室黨派をかつく再び乱を興せしと晋
 の師之れを攻て子朝を遣ひ退け景王の御子おて白と
 云へるを御位お即け奉り之れを敵王と稱す著者曰
 く王猛を悼王とあり十八史略之れを載たり然れども
 年契不見へず細鑑易知録ま代敷ふ筆入せず故
 姑く之れ不従ふ故王即位の元年と王の午歲秋十月ふ
 りし此の時お當りて子朝又勢しを極め遂ふ能立
 して王と稱し洛陽の王城不在りしを以て敵王位お即
 きふふも都お在すること能はず據らふく城外の秋泉
 と云ふ處お在りて暫し時節を待ち居るへり依之時の

人敬王を稱して東王と唱へ子朝を西王と呼びおせ
 り故お此の朝七恰も二王あるか如くおして敵王の御
 威権更お行なはれ左あきたお當時の世も列國の勢ひ
 漸次お猖獗し王室の威光極て衰へたる時ふねを天下
 の人心日お疑懼を生し政令焉端區々あるを以て晋の
 頃公之れを憂ひ頃公も敬王即位の四年諸侯お卒先
 て義兵を起し王城お推し寄て攻掛けれを子朝其の兵
 を支ゆること能はず都を脱して楚の國お赴れり於是
 頃公王を奉迎し難あく王城お移し奉り高力を尽して
 子朝を降参せしめし朝廷穩ありし禍亂の
 末其の根を絶ざれを早晚事の再發すべさ憂ひも矢張
 免れがさけむ御即位の十六年お至り又も子朝の乱起

推し
 三十三
 山名

り此度も王の御敗軍にて晋の國に逃さかへり然るに
 城の時晋の國にても頃公已にお喪去せられ御了定公
 の代ありしか定公義よりて兵を催し王を護衛して都
 お攻壘り再び其乱を鎮めて王城を修め王の急意をも
 救ひ奉れり此の王の御代斯の如く數々憂乱ありて御
 生涯の間始終軍日と云ふものなく御即位の四十四年
 秋七月遂にお崩しむ之れより先さ城の朝即位の六年
 魯の國にお顔回生れ同トく四十一年夏四月お孔子卒
 す顔回し孔子十哲の一人よて徳行の譽れあり又孔子
 し古今未嘗有の大聖人よて其傳少ありされども事
 多くも魯の國にお係るを以て之れを第三卷にお譲り魯國
 の部にお記す敬王崩しむひて向ち太子仁位にお即く之れ

を元王とあす元王短命し御世承りす即位の七
 年壬の申歲崩す太子女位と継ぎお之れを自定王と
 あす即位の二十八年秋八月崩す太子去疾位を継ぎお
 ひが僅らみ三月むりよすて御弟叔帶之れを襲殺
 して御位を奪ひ自ら王と稱せらる是去疾の御後傳
 たりす誰れとて其讎を復するものおけれを叔帶を善
 き事お思ひ暫し我世ありと安心して居せしお斯る無
 道の振舞お依て私し身の争で安樂お世を保はべ
 き天道好んで遷へすの道理御兄を殺しおひより未だ
 半年お足ら代其御弟嵬亦兵を起し叔帶を殺して位
 お即さかへり之れを考王とあす去疾より以下二代皆
 お王子あり去疾を褒王と稱し叔帶を思王と云ふ十八史

略之れを載たれども年契まゝ王數ふ算入せず故にお
之れお傲ふ考王位お在すること十五年おして崩す此
の王御在世の時御弟楊と云へると河南の地お封ト之
れを西周公とあしむしが王崩して後まゝ西周の惠
公其子玆を封して河南の鞏と云ふ處お移し之れを東
周君とあす玆お至てまゝ東西周の名あり考王崩トお
ひて後ち王位を継がひしを御名を午と稱し王のた
子なり即ち之れを威烈王とあす此の王位お即さひ
てより周室の威光全く衰微し諸侯擅お兵を動して國
土を争ひ國々戦争の止む時おく西お血の川をあせむ
東も骨の山を築き天下推しおへく修羅の街とおれり
故にお威烈王より以來史家稱して戰國の世と云ふ之れ

俗に漢唐の世

三十五

を我朝お比譬ふれを恰も元龜天正の世と同一かるべ
去左れを國中の諸侯暴逆放肆ある事云ふむうりあく
子あして其父を殺すものあれを臣として其君を弒す
るものあり既お晋の國の大夫魏氏趙氏韓氏おと云へ
るもの、如きと専恣暴行至りざるおく遂お其君お公
を攻て之れを奔しめ覲として顧みず尚王お對して諸
侯たりむを求るの所為ありされども微弱の王室お
在て之れを制すること能くお據おく其請を容れて諸
侯とおしむへり之れ魏の國趙の國韓の國の始めなり
威烈王斯の如く暴虐のものだお制しお事能くお却
て之れを列侯お封ト其邪を援けおふお如き云し甲斐
なき御有様おれを乱世の中お憂き歲月を過さむし御

雅文部歴代

三十五 山名

在位僅二十四年崩太子驕位不即其父
 之れを安王とす安王立て二十六年崩太子
 喜位不即之れを烈王とす烈王御短命崩太子
 七年の後崩太子立ちし御弟扁と稱し烈王の
 王子あり之れを顯王とす此の王の御代不
 王室の威推全く地不墜其光景を云へも微
 侯の大不及王号を左あがり諸侯の玩弄物
 候の大夫不見影もなき恣とふれり左れを
 諸侯憚る處
 皆不王と稱す顯王立て四十八年崩太子
 位を継ぐ之れを慎觀王とす此の王立て六
 崩太子定御
 皆不王と稱す顯王立て四十八年崩太子
 位を継ぐ之れを慎觀王とす此の王立て六
 崩太子定御

の王あり報王位不即其父ひり時春秋十二列國の内
 既不亡したる國あれを又新國を成せしものあり
 或もまゝ新國をありてまた報王不及もす既不亡び
 たるものあり其全く維持して昌盛ある國を數ふれを尚
 十國の餘ありて強弱互ひ相争ふと魚ども就中秦最
 も強雄にして機智推謀帝四方の國を侵犯し貪婪暴
 虐至らざるなく其勢ひ天下を吞むとすの趣きあれ
 も他の諸國皆不私不憂苦するの折柄報王も大ひ之
 れを恐れむし今不して討伐せずむを後ち臍を嚙乃
 悔ありむと御即位の五十九年諸侯と契約をなして大
 兵を起し將子秦を亡さむとすひけれを秦の昭王大
 ひ不怒り却て兵を起して王を攻め奉れり然るも王も

之れを防禦ぎふふこと能はず百方狼狽して其爲す處
 を知らず遂に奔て秦に趣き此の時まで僅るに餘れ
 三十六邑の領地を獻し降人となり誓首して罪を謝し
 玉へり於是昭王も悉く周の寶を纏め尙其邑を棄て周
 の天下を併せ赧王の御位を剝で周の地も帰し参りせ
 り左れを武王以來の天下茲に亡びたれども尙東周君
 ありものありて未だ其祀絶たず後ち五七年の間尙僅る
 不其跡を止めし東周君も諸侯と謀りて秦を伐む
 比し玉ひしを以て終に跡形も無く亡滅せられ玉ふ周
 統を保つこと三十七世東周君を併せて年代八百七十
 三年茲に至りて全く断滅せり
 著者曰く周の亡ぶる時と之れ四海争亂の際ふしと

其記する事最多しと雖ども事實多くと戦國の諸國
 係涉り之れを周に附記するもの頗ぶる見ふ煩
 しものあり故に第三卷戦國の事を記するに當り
 務めて之れが詳細を尽くし間々英雄豪傑の列傳を交
 へて本卷の遺漏を明掲す

甲府 山國清造

明治十六年三月二十日版權允許
同年五月 出版

定價金三十拾錢

著述兼出版人

岡山縣平民

山名 太喜彌



甲府春日町
一番地寄留

山梨縣平民

石原 平兵衛



甲府三日町
四番地

發賣元

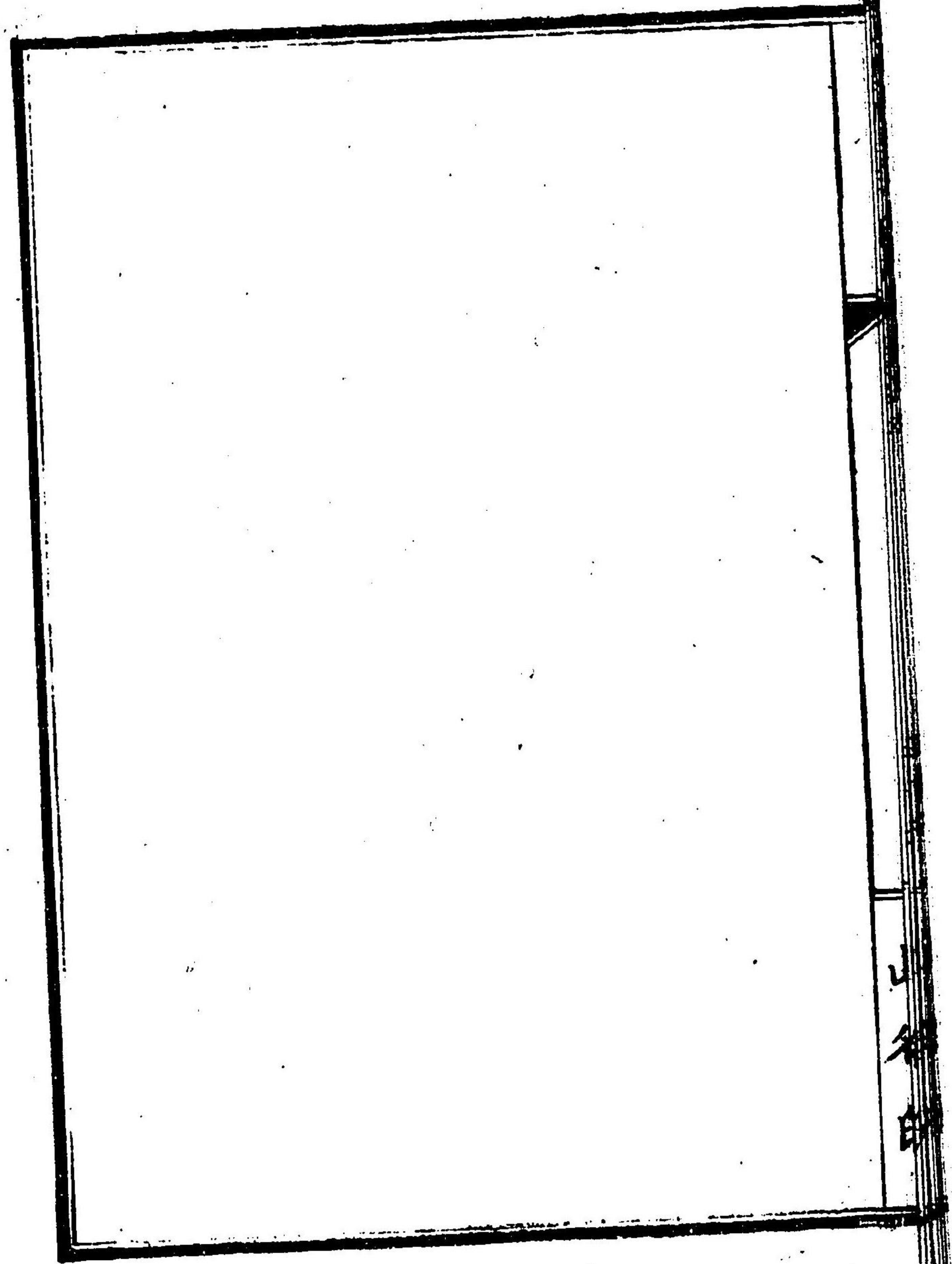
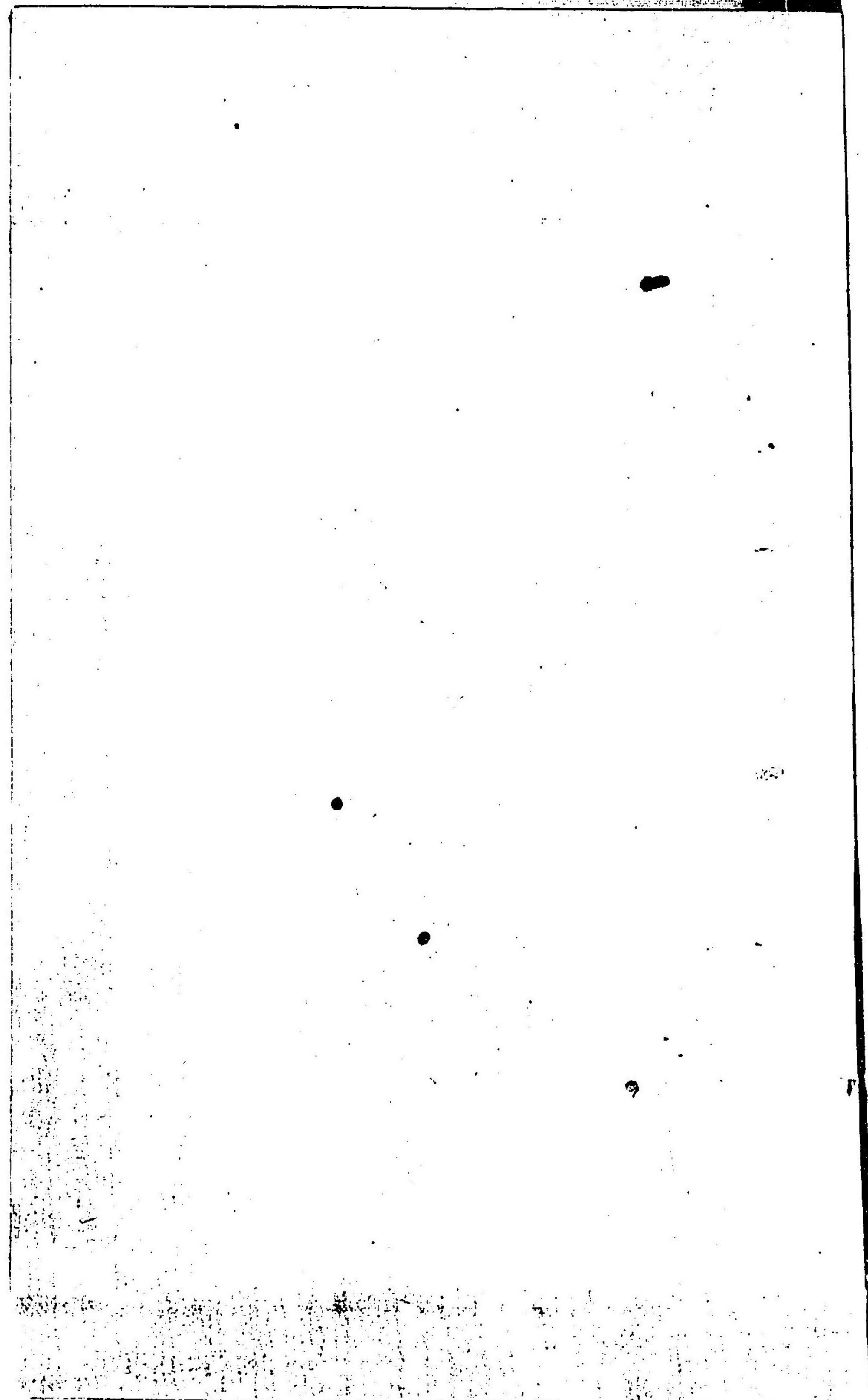
山名

縣下賣捌書林

甲府	內藤	傳右衛門
全	徵古	堂
全	五明	堂
全	紅谷	金之助
全	武井	豐兵衛
全	小西屋	庄左衛門
切石	佐野	德平
南部	伊奈	平橘
谷村	山本	芳吉
猿橋	大野	武右衛門
上ノ原	富田	寅吉

諸府縣賣弘書肆

東京	山中	市兵衛
全	北畠	茂兵衛
全	縮田	佐兵衛
全	丸屋	善七
全	山中	喜太郎
西京	福井	源次郎
全	田中	治兵衛
全	藤井	孫兵衛
大坂	柳原	喜兵衛
全	前川	善兵衛
橫濱	吉川	伊兵衛
名古屋	永樂屋	東四郎
静岡	廣瀨	市藏
新瀉	堀	治作
仙臺	伊勢屋	源十郎
函館	魁	文社
信州	西澤	喜太郎
全	高美	甚左衛門
埼玉	長嶋	為一郎



77

